

令和7年12月5日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社小野建築研究所
秋田県秋田市旭北錦町3-14

2. 指名停止措置期間

令和7年12月5日から令和8年1月4日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社小野建築研究所は、令和7年9月18日東北地方整備局酒田河川国道事務所発注の「酒田河川国道事務所ほか庁舎改修設計業務」の競争参加資格確認申請において、配置予定技術者の同種又は類似業務への従事実績の書類に虚偽の記載を行い、このことが発注元から虚偽記載の指名停止措置となった。

5. 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070